



富士市告示第13号

富士市税条例(昭和61年富士市条例第32号)第7条第1項の規定に基づき、
地方税法(昭和25年法律第226号)及び富士市税条例に規定する令和3年度個人
の市民税及び県民税の申告期限を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年2月16日

富士市長 小長井 義正